

## 学校法人佐久学園 研究費の運営・管理に関する規程

### (趣旨)

- 第1条 この規程は、学校法人佐久学園（以下「本学園」という。）に設置された教育・研究部局において使用される研究資金に関し必要な事項を定めるものである。
- 2 研究資金の執行及び管理は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）や他の関連する法令及び研究資金配分機関が定めるもののほか、この規程の定めによって取り扱うものとする。

### (目的)

- 第2条 この規程は、本学園における研究費の取扱に関する責任体系、使用規則、監査体制等の研究費の運営・管理についての基本原則を定め、関係者に広く周知することにより、研究費の適正な管理及び執行を促す同時に、不正の防止等を図ることを目的とする。

### (定義)

- 第3条 この規程において「研究費」とは、文部科学省及び独立行政法人等から交付される科学研究費補助金等の公的研究費及び本学の規程により定められた基盤研究費、公募研究費等の学内研究費等の他、本学園内で扱う全ての研究資金をいう。
- 2 この規程において「研究者等」とは、公的研究費を受ける研究代表者及び研究分担者、本学の教育研究部局に属する研究者及び研究を行う学生をいう。また、「構成員」とは、研究者等を含む運営・管理に関わる全ての教職員等を指す。
- 3 この規程において「部局」とは、本学園内において所属する研究者等が研究活動を行っている機関（佐久大学・佐久大学信州短期大学部及び社会連携・研究支援センター）をいう。

### (最高管理責任者)

- 第4条 本学における研究費の最高管理責任者は、佐久大学及び各センターにあっては佐久大学学長、短期大学部にあっては同学長とする。
- 2 最高管理責任者は、その管理している機関全体の統括及び研究に関する最終責任を負い、研究費の運営及び管理を適切に行うため、統括管理責任者を指名する。
- 3 最高管理責任者は、その管理している機関における研究の不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、最高管理責任者は定期的に各責任者から報告を受け、実施状況の進捗管理の責任を負う。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費等の運営・管理が行えるよう適切なリーダーシップを執る。

### (統括管理責任者)

- 第5条 統括管理責任者は、研究担当理事、副学長、法人事務局長の中から、最高管理責任者

が指名する。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理及び不正防止計画を策定し、コンプライアンス教育、啓発活動を定期的に実施する。
- 3 統括管理責任者を補佐する各部局の管理責任者は、各学部長及びセンター長とする。
- 4 統括管理責任者は、その業務を適切に行うため、コンプライアンス推進責任者を置き、各部局の管理責任者をこれに充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育、不正防止に向けた継続的かつ定期的な啓発活動を実施する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、全ての構成員からルール遵守等の誓約書の提出を求めると同時にコンプライアンス教育の受講状況についても管理監督する。

(不正防止計画推進部署)

- 第7条 最高管理責任者に直属する不正防止計画推進部署を置き、研究支援室をこれに充てる。
- 2 研究支援室は、具体的な不正防止計画を実行し、実施状況を管理する。

(研究倫理教育責任者)

- 第8条 本学園の研究活動における不正行為の防止を目的とし、研究倫理教育責任者を置く。
- 2 研究倫理教育責任者は、佐久学園研究倫理委員会委員長として、最高管理責任者が任命する。
  - 3 研究倫理教育責任者は、各部局において研究倫理教育の責任を負い、研究者等に対して定期的に研究倫理教育を行い、受講状況についても管理する。

(経費の使用)

- 第9条 研究費の執行、具体的な使用方法については、別に定める研究費取扱要領によるものとし、構成員は研究費の適正かつ効率的な使用及び執行管理に努めなければならない。

(相談受付窓口の設置)

- 第10条 効率的な研究遂行を支援するため、事務処理手続き及び使用ルール等に関し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に設置し担当の係員を公表する。

(研究の報告)

- 第11条 公的研究費または本学の研究費の交付を受けた研究者等は、その研究の成果または経過について、最高管理責任者に、毎年度報告しなければならない。

(不正に関与した教職員への処分)

第12条 「学校法人佐久学園における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」(以下「防止規程」という。)に定める研究及び研究費の不正に関与した教職員に対しては、就業規則等に従い、懲戒処分、刑事告発等の処分を科すものとする。

(不正な取引に関与した業者への処分)

第13条 研究費の不正な取引に関与した業者に対する処分については、その情状に応じて取引停止等の必要な措置を行うものとする。

(不正行為通報受付窓口)

第14条 研究費に係る法令違反、不正使用等に関し、内外からの情報提供及び告発を受け付ける窓口を事務局総務課に設置する。

2 不正行為通報受付窓口及び通報の扱い等の詳細は、別途「防止規程」に定める。

(不正行為の告発)

第15条 研究活動における不正行為の告発等の扱いは、「学校法人佐久学園公益通報者の保護等に関する規程」に準ずる。

(監査体制)

第16条 研究費の適正な管理を遂行するために、監事監査及び内部監査を実施する。

- 2 監事監査は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認し、意見を述べることができる。
- 3 内部監査は、会計書類の監査、購入物品の現物監査、謝金の使途確認等、発注・検収・支払業務についての確認を行う。
- 4 内部監査担当者は、内部監査人及び事務局総務課とする。
- 5 内部監査部門、不正防止計画推進部署及び他の関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供を行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、不正行為への具体的な対応等、研究費に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。